

(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部改正)

第三条 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようするため誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものはこれを加える。

改正後

改正前

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

(略)

二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 (略)

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、百八十七センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十七センチメートル以上とすることができる。

2・三 (略)

四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

五・七 (略)

2 前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

1 (略)

二 蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とする」と。

三・九 (略)

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。)を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 (略)

2 前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(出入口)

第二条 多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

(略)

二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

2 (略)

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、百八十七センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十七センチメートル以上とすることができる。

2・三 (略)

四 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

五・七 (略)

2 前項第一号及び第四号の規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

(階段)

第四条 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。

1 (略)

二 けあげの寸法は、十六センチメートル以下とする」と。

三・九 (略)

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。)を設けなければならない。ただし、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 (略)

2 前項第一号から第三号までの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに「以上設けなければならない」。

一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二 (略)

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。

一 篠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 篠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三 (略)

四 篠内に、篠が停止する予定の階及び篠の現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降口ビーに、到着する篠の昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 篠の幅は、百四十七センチメートル以上とすること。

二 篠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

三 篠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 (略)

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第二項第一号、第四号及び第五号並びに第三項第一号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 篠の幅は、百六十六センチメートル以上とすること。

二 篠及び昇降路の出入口の幅は、九十五センチメートル以上とすること。

3 (略)

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 篠内に、篠が到着する階並びに篠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 篠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 篠内又は乗降口ビーに、到着する篠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに「以上設けなければならない」。

一 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車いす使用者用浴室等がある階

二 (略)

2 多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。

一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三 (略)

四 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

五 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

3 第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの幅は、百四十七センチメートル以上とすること。

二 かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

三 かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

4 (略)

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第二項第一号、第四号及び第五号並びに第三項第一号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 かごの幅は、百六十六センチメートル以上とすること。

二 かご及び昇降路の出入口の幅は、九十五センチメートル以上とすること。

3 (略)

6 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二 かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三 かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

(便所)

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便所及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車椅子使用者用便所の数は、当該階の便所（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合は当該便所の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便所の総数が二百を超える場合は当該便所の総数に百分の一を乗じて得た数に一を加えた数以上とする。

三 車椅子使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ （略）

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車椅子使用者用便所が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便所が設けられている便所が設けられない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便所を一以上設けること。

2 （略）

（敷地内の通路）

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一・二 （略）

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ （略）

ロ 踏上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ・ヘ （略）

五・六 （略）

（略）

3 2 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

イ （略）

（建築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一・三 （略）

四 第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの「以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(便所)

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車いす使用者用便所及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を設けること。

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便所の数は、当該階の便所（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合は当該便所の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便所の総数が二百を超える場合は当該便所の総数に百分の一を乗じて得た数に一を加えた数以上とする。

三 車椅子使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ （略）

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便所が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便所が設けられている便所が設けられない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便所を一以上設けること。

2 （略）

（敷地内の通路）

第十一条 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一・二 （略）

三 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ （略）

ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ・ヘ （略）

五・六 （略）

（略）

3 2 第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

イ （略）

（建築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条 建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一・三 （略）

四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの「以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五〇七 (略)

八 車椅子使用者用駐車施設 (前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る) から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九 (略)

(特別特定建築物に関する読み替え)

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物における第二条から前条まで、(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条第二項並びに第十六条第三号を除く)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く)中「多數の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多數の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所)とあるのは「不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室)と、第七条第三項中「多數の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

(協定建築物に関する読み替え)

第十九条 法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条までの規定について、(第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第一号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までを除く)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第一号及び第四号、第十条、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までの規定は適用しない。

第七条第一項	第二条第一項	多數の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二条第二項	除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る	除く	
上	多数の者が利用する直接地	協定建築物特定施設であつて直接移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路	協定建築物特定施設であるエレベーター

五〇七 (略)

八 車いす使用者用駐車施設 (前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る) から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九 (略)

(特別特定建築物に関する読み替え)

第十八条 特別特定建築物における第二条から前条まで、(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条第三号を除く)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く)中「多數の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多數の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所)とあるのは「不特定かつ多數の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びにかご、昇降路、便所、車いす使用者用客室)と、第七条第三項中「多數の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

(新設)

